

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和7（2025）年 11 月 28 日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 谷 祯一 様

質問の要旨（できるだけ具体的に）	答弁者
<b>質問事項（1）学校給食費徴収条例の改定について</b>  ＜内容＞ 11月4日臨時議会で学校給食費徴収条例が改定され、令和9年4月から小学校は4200円が5200円に、中学校は4500円が5500円に改定された。令和8年1月から令和9年3月までの15ヶ月は「特例として学校給食費を徴収しない」こともあわせて決まった。 ① 令和8年1月から学校給食費を徴収しないことを決めたのだから、学校給食費徴収条例自体を廃止するべきものではなかったのか。 ② 「特例として学校給食費を徴収しない」とあるが、義務教育無償原則に基づくものではないのか。学校給食法そのものが憲法の規定に相いれない。 <b>日本国憲法第26条</b> すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。 <b>学校給食法（経費の負担） 第11条</b> 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。	教育長
<b>質問事項（2）自治基本条例の改定について</b>  ＜内容＞ 11月20日自治基本条例推進会議が開かれオブザーバー参加した。既存の自治基本条例の定期見直し案の作成で議論してきた内容が、手堅く資料に反映されており好感を持ったが、その後参加者から出された心配事はなるほどもっともなことであった。 この条例をどのように周知するかについての2つの方策が提起され、一つ目はパブリックコメントの募集（12月18日から1月25日）であり、二つ目には住民向けシンポジウムの開催（1月24日）であった。参加者からも、どうしたらスムーズに周知ができるか不安であるとか、まちづくり協議会の結成呼びかけにいたる途中で、自治会（大字）に入らない人が増えている、役員のなり手がないとか、老人会や婦人会が解散している現状などが語られた。	町長

<p>資料の準備はできたものの運用に不安が生じている理由は、この条例が住民の活動参加を奨励するあまり住民にあらたな義務を押し付けるように理解されていることだ。参加者の中からもこの懸念が表明されていたので無理からぬことだ。町はこの条例に関して、議会で自治会や大字への個別の説明を求めたのに、これを拒否しておきながら、今回の事態に至っている。</p> <p>① 今からでも遅くないので、全自治会や大字での個別説明会を開催を求める。</p> <p>② 住民から要望されている事柄について、町がどのように審議に応じ、結論をまとめたのか、結果として住民要望がどのようにして貫徹したのか、成功事例を上げながら呼びかけるように対応を改めてほしい。</p>	
<p><b>質問事項（3）中央公民館建て替えについて</b></p> <p>＜内容＞</p> <p>方針の見直しがあり、グリーンパレス 3・4 階に中央公民館を移転する方針が示されているが本格的な解決策とは到底言い難い。現地での建て替えも選択肢に入れ、関係者や住民各位の意見を十分に把握して対応してもらいたい。</p> <p>① 公民館条例で定める広陵町公民館運営審議会、町長提案のあった外部委員会、広陵町中央公民館建替えを要望する会との協議などでの原案作成に、機関と住民参加を貫いてもらいたい。</p> <p>② PFI 方式では、「民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる」とされたが、実態は、企業が利益をあげるため、非営利で住民の福祉増進という公共施設の本来の目的に沿った施設の利用が犠牲にされるのではないか。また民間が担えば『利益』を確保しなければならず必然的に働き手を非正規に置き換えることになる。また資金負担についても長期にわたる高い金利負担になるので、住民の利益につながらない。その運営を民間に委ねることは住民本位の運用から外れることになるので容認できない。トータルとして PFI 方式は見直しを図るべきではないか。</p> <p>③ 一方広陵町の財政状況は概ね健全であり、大型の資金需要には、住民の総意が裏付けられるのであれば、起債を起こし現在の住民だけでなく将来の住民にもその一部を負担する仕組みは是認されている。実質単年度収支は 5 年連続で黒字、経常収支比率は問題ないレベルである、実質公債費率は類似団体と同水準、将来負担比率は類似団体より高いが問題のないレベルであり、こうした町の力を発揮してまちづくりに備えたいと考えるがどうか。</p>	<p>町長 &amp;教育長</p>
<p>第一回目の質問は 7 分を予定している。町の答弁は 15 分程度におさめてもらいたい。</p>	